

第14回雲仙市都市計画審議会議事録

日 時 令和8年8月25日（火）13時30分～14時30分
場 所 雲仙市役所別館 3階 会議室1・2

第 14 回 雲仙市都市計画審議会議事録

1. 開催日時：令和 8 年 8 月 25 日（火）13 時 30 分～14 時 30 分

2. 開催場所：雲仙市役所別館 3 階 会議室 1・2

3. 議題

（1）雲仙市都市計画審議会会長の選出について

4. 事務局説明

（1）雲仙市都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画
の策定について

5. 出席委員（12 名）

中村靖人、林田剛、高橋和雄、鮫島和夫、渡辺勝美、下楠菌康司、
柿田耕平、上田章紘（代理：橋本昌徳）、山口秀和、原田義弘、
村上智恵子、松田しずか

6. 議事内容

以下のとおり

【１．開会】

（事務局）

それでは、只今より第１４回雲仙市都市計画審議会を開催いたします。

【２．委嘱状交付】

（事務局）

委嘱状交付を行います。

委員の皆様は、資料２ページの委員名簿順にお名前を読み上げますので、前方へお進みいただき、委嘱状交付後、自席へ戻りご着席下さい。

— 委嘱状交付 —

以上で委嘱状の交付を終わります。

【３．市長挨拶】

（事務局）

続きまして、次第３．市長挨拶でございます。

— 市長挨拶（副市長代読） —

（事務局）

大変申し訳ございませんが、松橋副市長は公務の都合により、ここで退席させていただきます。

【委員紹介】

（事務局）

次の次第に入る前に、ここで改めて委員の皆様を紹介させていただきます。
お名前を読み上げますので、自席でご起立をお願いします。

— 委員紹介 —

以上で、委員の紹介を終わります。

【４．議事】

(事務局)

本来であれば、会長に会議の進行をお願いするところですが、今回は委員任期満了後、最初の審議会で会長が決定しておりませんので、会長が決定するまでの間、事務局で進行をいたします。

それでは、会議の成立について、確認いたします。

本日の出席者は１１名であり、委員総数１５名の２分の１以上の出席でありますので、雲仙市都市計画審議会設置条例第６条第２項の規定により、本審議会が成立していることを報告いたします。

次に、議事録署名人について確認いたします。

雲仙市都市計画審議会では、会議の次第を資料として保存しておくため、議事録を作成し、会長及び議事録署名人２名が署名することとしております。

なお、議事録署名人は、原則、委員名簿の順番により議長の指名とさせていただきますが、今回は、柿田耕平委員、松田しずか委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(柿田、松田委員了承)

それでは、議事１「雲仙市都市計画審議会会長の選出について」でございます。

会長選出につきましては、資料３ページ「雲仙市都市計画審議会設置条例」の第５条に「審議会に会長を置くものとし、同条例第３条第１項第１号の委員のうちから委員の選挙により定める。」とされております。したがって、「学識経験者」の委員５名の中からお願いすることとなります。

また、この条例にある「選挙により定める」とは、立候補、推薦、投票等により会長を選出することとなっております。

会長の選出につきまして、ご意見等ございませんか。

(委 員)

これまでも宅島委員に会長をお願いしていたところで、今日はご欠席ですが、引き続き引き受けてもよいということであれば、会長をお願いしたいと思うんですが、意向のほうは何か聞かれていますか。

(事務局)

只今、宅島委員に引き続きお願いしてはどうかという推薦がありましたので、事前に前会長であります宅島委員に意向を確認したところ、引き続き

会長を引き受けることをご了解いただいておりますので、委員皆様のご異議がございませんでしたら、宅島委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしとのことで、委員皆様のご了承をいただきましたので、宅島委員に会長をお願いしたいと思います。

（事務局）

本来であれば、ここからの議事の進行を会長にお願いするところでございますが、雲仙市都市計画審議会設置条例第5条第3項に、「会長に事故があるときは、第3条第1項第1号の委員のうち、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。」との規定がございます。

職務代理者につきましても、事前に宅島会長に確認しましたところ、前任の鮫島委員に引き続きお願いしたいとの意向を確認しておりますので、鮫島委員にお願いしたいと思いますと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

鮫島委員、よろしいでしょうか。

（鮫島委員了承）

それでは、鮫島委員を職務代理者といたします。

また、ここからの議事の進行を鮫島委員にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【5. 事務局説明】

（職務代理者）

それでは、議事次第に沿って、進めさせていただきます。

次第5. 事務局説明としまして、「雲仙市都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定について」説明をお願いします。

— 事務局説明 —

(職務代理者)

都市計画マスタープランを見直す時期にきたので、併せて、立地適正化計画を定めることによって、様々な仕組みの活用や進める方向性を明確にしたという意図で、今回、ご説明がありましたが、皆さんの方からご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(委 員)

「住民アンケート取った」との説明がありましたが、何人ぐらいに取られて、どういう集計をされて、今後、それが審議会にどういう形で共有されるのかを教えてくださいませんか。

(事務局)

住民アンケートにつきましては、市内の方々を無作為抽出という形で、2,500 名の方に、アンケートを発送させていただいております。

今、実数を把握しておらず申し訳ありませんが、1,000 名弱の方からご回答をいただき、その回答を元に内容を分析させていただいております。

現在、アンケートの集計は終わっておりますが、そのアンケートそれぞれを総合的に判断させていただく集計をコンサルのほうに進めていただいているところでございます。

今後はまず、都市計画審議会と別に、外部委員の皆様で組織しております策定委員会を 9 月中に開催し、その中で委員の皆様から、原案に対するご意見をいただく予定です。

その際にアンケート調査の集計結果についても、お示しをさせていただきたいと思っております。

都市計画審議会につきましては、本年度末に、そこまでにまとまった案とともに、基となったアンケート調査等も含めたところで、ご提示させていただこうと考えております。

(委 員)

平成 22 年に策定された現行の都市計画マスタープランの時に、同じく 2,500 人の市民アンケートと書いてあったんですが、こちらの回収率はどのくらいでしたか。それとも、前回は 2,500 人の回答が取れたということですか。

(事務局)

前回も同じく 2,500 名に発送させていただきまして、回答率が 35% ぐらいだったと思います。

(委 員)

審議会のメンバーは、策定委員会とは重ならないという認識でよろしいですか。

加えて、審議会の役割としては、庁内検討委員会や策定委員会のお話を伺った上で策定したものを審議する、チェックするような立場という風に理解していいですか。

(事務局)

都市計画審議会は市の諮問機関となっておりまして、都市計画マスタープランの策定においては、この都市計画審議会に諮っていくということが法的に位置づけられております。

同じく、立地適正化計画につきましても、都市再生特別措置法の規定において、都市計画審議会の意見を聞かなければならないということになっております。

ですので、流れといたしましては、まず原案を、職員で構成しております庁内検討委員会で作らせていただき、それに対して策定委員会から意見をいただきます。そこである程度形になったものを、都市計画審議会に示させていただいてご意見をいただくという流れで考えているところです。

また、都市計画審議会と策定委員会の委員につきましては、数名重複しております。

策定委員会につきましては、医療、福祉、商業などの分野からご意見をいただく必要がございますので、例えば審議会と同じように商工会からご推薦をいただいたり、学識経験者の方で重なっている部分があったり、どうしても意見をいただく必要があるところで重複している部分がございます。

(委 員)

理解できました。ありがとうございます。

(職務代理人)

他にご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

(職務代理人)

ないようですので、事務局からご説明いただいたような内容で、都市計画マスタープランの見直しと立地適正化計画の策定作業に入ることについてご了承いただけるでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

(職務代理人)

それではご了承いただいたことにいたします。

次第6. 「その他」について何か事務局からありますか。

(事務局)

事務局からはありません。

(職務代理人)

委員の皆様から何かありますでしょうか。

(意見なし)

ないようでございますので、本日の審議会はこれで閉じたいと思います。事務局の方へお返しします。

(事務局)

鮫島委員、大変お疲れ様でした。委員の皆様ありがとうございました。

以上をもちまして、第14回雲仙市都市計画審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

以上